愛知県子どもの学習・生活支援事業 実施要領

1 趣旨

この要領は、愛知県が生活困窮者自立支援法に基づき実施する「生活困窮世帯の子 どもに対する学習・生活支援事業」(以下「子どもの学習・生活支援事業」という。) に関し、必要な事項を定める。

2 事業目的

子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境に関する支援を目的として実施する。

3 実施主体

子どもの学習・生活支援事業は、愛知県が事業を適切に実施できる法人(以下「受託者」という。)に委託して実施するものとし、その委託に関する事務は県福祉相談センターで行う。

4 事業内容

子どもの学習・生活支援事業は、次の(1)から(5)の取組を実施するものとする。

(1) 学習支援

学校の勉強の復習や宿題の習慣づけ、学力向上を目的とした学習支援を行う。 また、進路相談に応じるとともに、高校中退防止のための支援、高校・大学等 への進学のための奨学金等に関する情報提供等を行う。

(2) 居場所の提供

子どもの適正な日常生活習慣の形成や社会性の育成を図ることを目的に、子どもが安心して通える居場所の提供を行う。

また、他の参加者との協調性やコミュニケーション力を育むとともに、子どもが楽しく参加できるよう、年4回以上、季節のイベント行事やレクリエーション等の活動を行う。

(3) 相談支援

(1)の取組を実施する子どもの保護者に対し、県福祉相談センター(尾張、海部、知多、西三河の福祉相談センターに限る。)及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の実施機関(以下「自立相談支援機関」という。)と連携した相談支援や、各種支援策の情報提供を行う。

(4) 「大学等受験料及び模擬試験受験料支給事業」との連携

(1)の取組を実施する子どもの保護者に対し、県福祉相談センターと連携し、 県福祉相談センターが実施する「大学等受験料及び模擬試験受験料支給事業」の 情報提供や事務手続支援、県福祉相談センターとの連絡調整等を行う。

(5) その他の支援

県福祉相談センターが必要と認める事業を行う。

5 実施地域

子どもの学習・生活支援事業の実施地域は、県福祉相談センター管内の町村域から 12 町村を選定する。

6 支援対象

(1) 支援対象者

子どもの学習・生活支援事業の対象者は、子どもと保護者に子どもの学習・生活支援事業への参加の意思があり、かつ、次のすべての要件を満たす子どもとする。

- ア 実施地域に居住する 18 歳に達する日の属する年度の末日までの者であること。 (ただし、高等学校、専修学校(高等課程)に在籍している者は 20 歳に達する日の属する年度の末日までの者であること。)
- イ 小学校、中学校、高等学校、専修学校(高等課程)に在籍していること又は高 等学校等への進学を目指していること。
- ウ 次の①~③いずれかの世帯に属すること。
 - ① 生活保護受給世帯
 - ② 自立相談支援機関において相談支援を行う世帯
 - ③ ①及び②に準ずる状況にあるものとして、県福祉相談センター長が事業への参加を必要と認めた世帯

(2) 定員

支援対象者の定員は、実施地域1か所あたり12名とする。

ただし、県福祉相談センター長が定員を超えて支援が必要と認める場合は、受託者と協議の上、定員を変更することができるものとする。この場合、県福祉相談センターは、受託者に変更後の定員及び期限を通知するものとする。

また、支援対象者の状況に応じて県福祉相談センター長が必要と認める場合は、県は受託者と協議の上、管内町村間に限り受入することができるものとする。

7 費用負担

子どもの学習・生活支援事業への参加費用は、無料とする。 ただし、事業に参加するために必要な交通費は、原則自己負担とする。

8 実施にあたっての留意事項

(1) 地域連携

ア 事業を円滑に実施するため、関係機関との連携、特に実施地域の町村の関係部

署及び教育委員会、学校等との連携・調整を図ること。

- イ 県福祉相談センターの求めに応じて、県福祉相談センターが主催する支援調整会議等に出席し、関係機関との情報交換を行うこと。
- ウ 実施地区で類似の学習支援事業を実施する団体や、地域のボランティア等と の情報交換や連携に努めること。
- (2) 事業対象者への周知及び参加募集等の協力

県福祉相談センターの求めに応じて、事業の対象となる子ども及びその保護者 に対し、本事業の周知及び参加募集等について協力を行うこと。

(3) 世帯全体の支援

子どもの貧困の解消には保護者や世帯全体の課題解決が不可欠であることから、自立相談支援機関やその他の関係機関につなげることが必要と認められる場合には、確実にこれを行うこと。

また、参加する子どもに特別な配慮が必要な場合、県福祉相談センターとその 支援方法について協議すること。

(4) 支援への配慮

本事業の実施にあたっては、参加する子どもが貧困やその特性等を理由として 差別や偏見を受けることのないよう十分配慮すること。

(5) 感染症拡大防止への配慮

本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止するための措置を講ずること。

9 その他

この要領のほか、必要な事項は県において別に定める。

附則

この要領は、令和5年1月16日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年1月25日に施行し、令和6年4月1日から適用する。